

日本アプライド・セラピューティクス（実践薬物治療）学会
第1回（2020年度） 科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者の認定更新の申請要項

科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者制度委員会

認定更新審査委員会

【申請基準】

科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者の認定は5年毎に更新する。認定指導者の更新を申請する者は、以下の条件をすべて満たすことを要する。更新にあたっては、認定指導者制度委員会が適格性を審査する。

【対象】

- (1) 過去5年間継続して本学会の会員であること。
- (2) 過去5年間認定指導者として活動実績を有すること。なお、判定基準については別途内規に定める（下記参照）。
- (3) 任期終了が、2020年8月8日あるいは2020年 10月 15日となっている科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者(注)

注) 新型コロナウイルス感染症拡大に対応して2020年6月6日開催予定のワークショップが中止されたが、webを用いた代替のワークショップを行うための準備として、ワークショップトライアルが主に組織委員会委員を対象として2020年9月20日に開催された。このような経緯から、2020年9月20日開催のワークショップトライアルへの参加までを活動実績に組み込んでの、認定指導者の更新申請を受け付ける事とした。

認定指導者更新に関する内規

以下の基準でもって活動実績を点数化し、その点数が認定期間内に10点以上となった場合、「認定指導者としての活動実績を有する」と判定する。ただし、採点対象は認定期間内のものに限る。また、症例コースと文献コースのそれぞれについて、コース責任者又は現地プリセプターとして1回以上担当していること。

- ・ワークショップのコース責任者：6点/回
- ・ワークショップの現地でのプリセプター：3点/回
- ・ワークショップの企画、課題作成などへの参加：1点/回
- ・薬物治療に関わる論文掲載：2点/件
- ・「最近の注目する研究論文」への寄稿：0.5点/回

【認定申請方法】

科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者の認定更新申請書をPDFファイルに変換し、以下提出先に電子メールで送信してください。

申請書受付期間：2020年10月15日（木）～2020年10月29日（木）（必着）

【書類提出先】

メールアドレス：k_mihara@musashino-u.ac.jp

日本アプライド・セラピューティクス（実践薬物治療）学会 科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者 認定指導者制度委員長 宛

【審査結果】

後日、本人宛に電子メールにて通知する

【認定更新および登録】

認定指導者更新審査に合格し、日本アプライド・セラピューティクス（実践薬物治療）学会理事会で更新が認定され、認定料 5,000 円を納入した者を日本アプライド・セラピューティクス（実践薬物治療）学会科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者として更新登録し、認定薬剤師証を交付する。なお、認定料納入の口座番号は試験結果通知と同時にお知らせします。

令和2年10月9日 制定